

令和3年度

蓮田市定例監査兼行政監査
結果報告書

蓮田市監査委員

写

監査第101号
令和4年3月23日

蓮田市市長	中野和信様
蓮田市議会議長	齋藤昌司様
蓮田市教育委員会教育長	西山通夫様
蓮田市選挙管理委員会委員長	栗原一男様
蓮田市公平委員会委員長	町田知啓様
蓮田市農業委員会会長	萩原和夫様
蓮田市固定資産評価審査委員会委員長	稲橋 實様

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 中 野 政 廣

令和3年度定例監査兼行政監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による標記監査を実施したので、その結果に関する報告書を提出します。

< 目 次 >

	頁
第1 監査の概要	
1 テーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の対象	1
4 監査の期間	1
5 監査の着眼点	1
6 監査の方法	1
第2 監査の結果	
1 保険の加入状況	
(1) 部課別の加入状況	2
(2) 保険の種類	4
(3) 補償内容を決定する際の基準の有無	11
(4) 支払保険料	12
2 保険の契約方法	
(1) 契約申込先	14
(2) 契約方法	15
(3) 仕様書作成の有無	16
(4) 保険契約期間	16
3 保険内容の見直し状況	
(1) 保険内容見直しの有無	17
(2) 見直しの内容	17
(3) 見直しの頻度	18
(4) 見直し未検討の理由	18
4 支払いを受けた保険金の状況	
(1) 支払いを受けた保険金額	19
(2) 支払いを受けた保険金の状況	20
5 指定管理者に係る保険加入状況	
(1) 指定管理者の導入状況	21
(2) 保険の加入状況	21
(3) 保険金の支払い状況	22
(4) 支払いを受けた保険金の金額	22

第3 　むすび

〔指摘事項〕

- 1 　学校災害補償規則の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

〔提言・要望事項〕

- 1 　保険金支払いを受ける基準の統一について ・・・・・・・・・・・・ 25
 2 　一括契約保険の情報共有について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 3 　毎年継続している各種保険の見直しと競争性の確保について 25
 4 　補償内容等の点検について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- 【資料編】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

凡例

- 1 文中、各表、グラフ中の数値及び付表は、各課（室、局も含む）から提出された令和2年度現在における調査票の回答結果に基づき作成した。
- 2 グラフ中の「n」は母数を表し、比率は、小数点以下四捨五入した数値を記載した。なお、構成比率（％）は、合計が100となるように一部調整した。
- 3 この報告書では、保険種別の名称は、傷害保険、火災保険、自動車保険、損害賠償保険、その他の分類とした。
- 4 公益社団法人は（公社）、一般財団法人は（一財）の略称とした。
- 5 予算科目は、予算書に記載してある名称を使用し、公営企業会計は公会計の予算科目相当とした。
- 6 一般的に損害保険では「補償」、生命保険では「保障」、年金保険では「保証」の用語が使われているが、この報告書では、全て「補償」を使用することとした。
- 7 一契約で複数保険に加入しているものなどについては、主たる保険に含めた。

第 1 監査の概要

1 テーマ

市が加入している保険契約に係る事務について

2 監査の目的

市では、事故や災害などのリスクに備え各種保険に加入しており、その支出は継続的に行われている。

一方、保険契約は一部集約されているものの各課で契約されており、その状況について個別的、横断的な調査を市が実施したことはなかった。

このような状況において、市全体における保険契約について、内容は妥当か、契約締結における競争性があり適正な保険加入が行われているか、必要な範囲に付保しているかなどを検証し、今後の事務改善に資するものとする。

3 監査の対象

令和 2 年度に保険契約等をしている課

(役務費で支出のある保険料及び指定管理者が支出している保険料を対象とした。)

庶務課・市民課・自治振興課・みどり環境課・農政課・福祉課・健康増進課・長寿支援課・在宅医療介護課・道路課・都市計画課・建築指導課・総合窓口管理課・会計室・議会事務局・水道課・下水道課・教育総務課・学校教育課・子ども支援課・保育課・社会教育課・文化スポーツ課・消防課

4 監査の期間

令和 3 年 1 1 月 1 6 日から令和 4 年 3 月 2 2 日まで

5 監査の着眼点

- (1) 保険の対象、目的、金額が適正に設定されているか
- (2) 保険事業者の選定で競争性が働いているか
- (3) 必要な範囲が付保されているか
- (4) 保険金請求と収入が適切に行われて支出されているか

6 監査の方法

対象課から調査票及び関係書類の提出を求めるとともに、令和 4 年 2 月 4 日、8 日、9 日に関係各課へのヒアリングを実施した。

第 2 監査の結果

1 保険の加入状況

各課から提出された調査票の集計をもとに保険の加入状況をまとめた。

(1) 部課別の加入状況

監査対象となった保険契約数は46件で、支出数は87件である。

契約数より支出数が多い理由は、保険契約は一括で行い、費用負担をそれぞれの課で予算計上して支出している保険があることによる。

保険契約数では、教育委員会生涯学習部が12件（26%）と最も多く、次いで上下水道部の10件（22%）となっている。

支出数でも、教育委員会生涯学習部が21件（24%）と最も多く、次いで環境経済部の14件（16%）となっている。

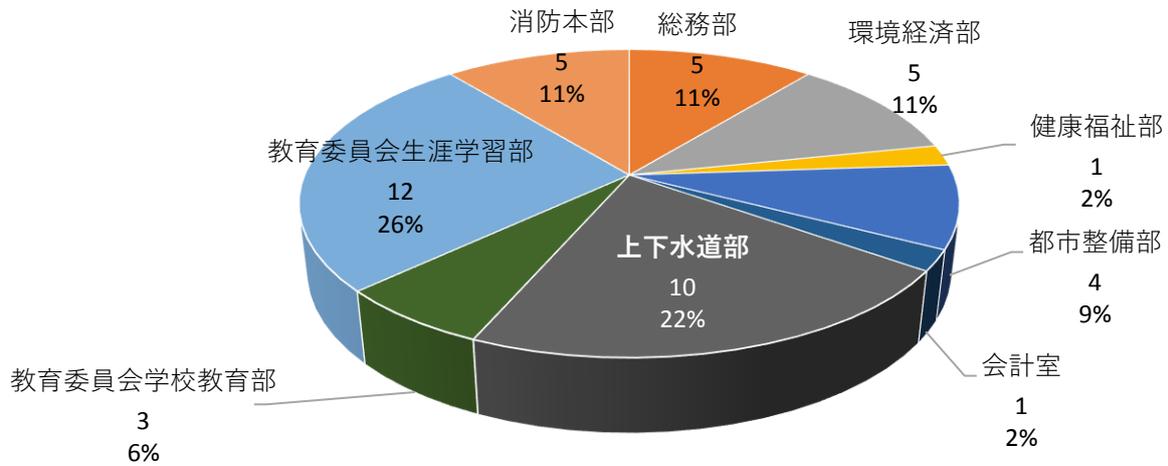
部課別契約支出数一覧

部	課	傷害保険		火災保険		自動車保険		賠償責任保険		その他		計			
		契約	支出	契約	支出	契約	支出	契約	支出	契約	支出	契約	支出	契約	支出
総合政策部	政策調整課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財政課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広報広聴課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危機管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	契約検査課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	秘書課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	庶務課	0	0	1	1	3	3	1	1	0	0	5	5	5	6
	市民課	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	税務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収納課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電算課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境経済部	自治振興課	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	1	4	5	14
	みどり環境課	2	2	0	1	0	2	1	1	0	0	3	6	5	14
	農政課 農業委員会	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	1	4	5	14
	商工課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	福祉課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	1	10
	健康増進課	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3	1	10
	長寿支援課	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3	1	10
	在宅医療介護課	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	1	10
	国保年金課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
都市整備部	道路課	0	0	0	1	1	3	2	2	0	0	3	6	4	13
	都市計画課	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	13
	産業団地整備課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13
	建築指導課	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	1	3	4	13
	西口再開発ビル 開設準備室 (総合窓口管理課)	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3	4	13

部	課	傷害保険		火災保険		自動車保険		賠償責任保険		その他		計			
		契約	支出	契約	支出	契約	支出	契約	支出	契約	支出	契約	支出	契約	支出
会計室	会計室	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
議会事務局	議会事務局	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
上下水道部	水道課	0	0	2	2	3	3	1	1	0	0	6	6	10	10
	下水道課	0	0	1	1	2	2	1	1	0	0	4	4		
教育委員会 学校教育部	教育総務課	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
	学校教育課	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	3	3		
教育委員会 生涯学習部	子ども支援課	4	4	0	0	0	0	3	3	0	0	7	7	12	21
	保育課	3	3	0	1	0	2	2	2	0	0	5	8		
	社会教育課	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3		
	文化スポーツ課	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3		
消防本部	消防課	0	0	0	1	2	2	3	3	0	0	5	6	5	6
行政委員会	選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計		13	13	4	19	11	37	16	16	2	2	46	87	46	87

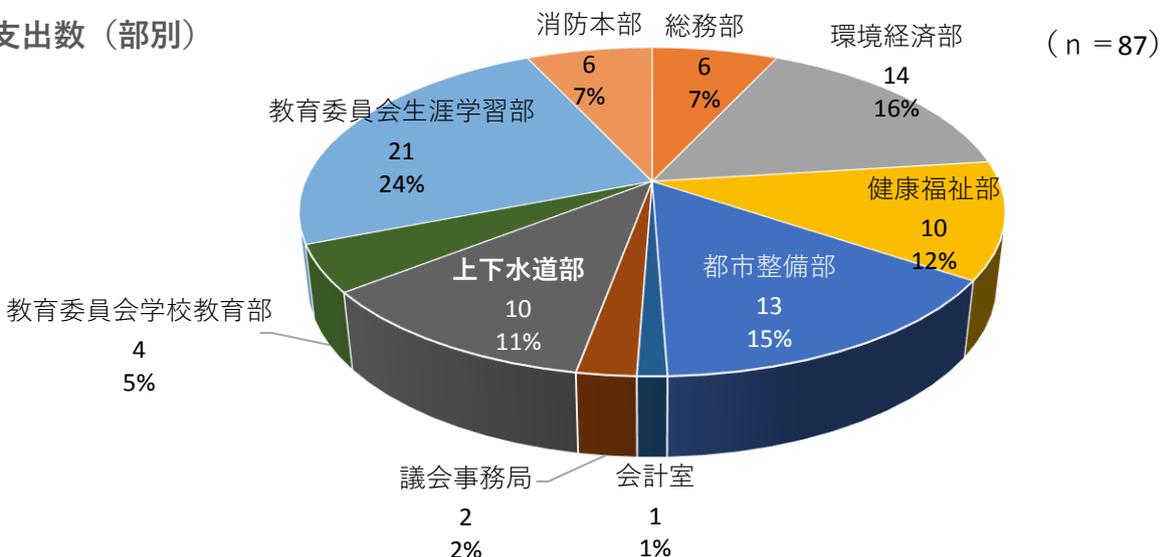
保険契約数（部別）

(n = 46)



支出数（部別）

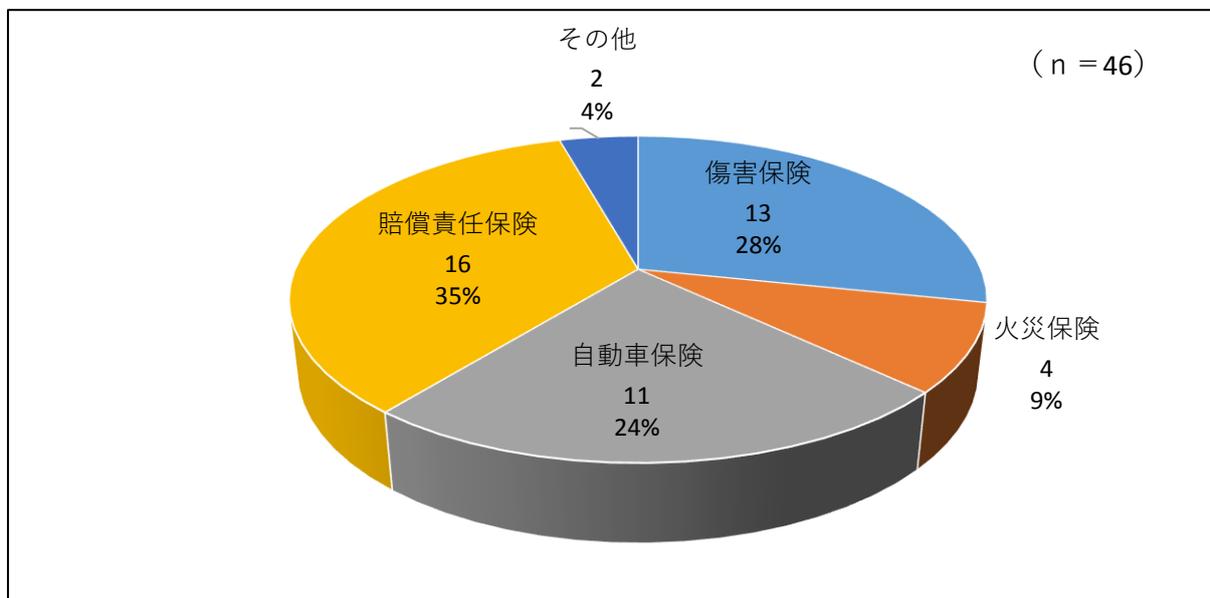
(n = 87)



(2) 保険の種類

保険種別の契約数では、賠償責任保険が16件（35%）と最も多く、次いで、傷害保険が13件（28%）、強制保険である自動車損害賠償責任保険と任意保険を合計した自動車保険で11件（24%）、火災保険で4件（9%）、その他2件（4%）である。その他の内訳は、公金総合保険と特定行政庁団体賠償責任保険である。

保険種別別加入状況



(ア) 傷害保険

傷害保険は、人の傷害疾病に基づき一定の給付をする保険である。契約締結時に定めた保険金額や保険金日額に基づき、市の賠償責任の有無に関わらず、保険金が支払われており、主な加入状況は次のとおりである。

主な加入状況

(傷害保険：10万円以上)

保険名称	JET 傷害保険	学校教育課
契約相手	(一財) 自治体国際化協会	
保険の目的	英語指導助手の活動中に発生した傷害等に対応するため	
保険の対象	英語指導助手 6名	
補償内容 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡：2,000万円 ・ 後遺障害：2,000万円の3%～100% ・ 傷害治療費用、疾病死亡、疾病治療費用、賠償責任、救援者費用等 	
支払保険料	144,720円	

保険名称	地域子育て支援補償保険	子ども支援課
契約相手	(一財) 女性労働協会	
保険の目的	依頼子供やサービス提供会員がサービス中に受けた事故に対応するため	
保険の対象	依頼子供 10 人、サービス提供会員 5 人	
補償内容 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡 : 子供 300 万円、提供会員 500 万円 ・ 後遺障害 : 子供 12 万円～300 万円 提供会員 20 万円～500 万円 ・ 入院日額 : 子供、提供会員ともに 3,000 円、 手術保険金 3,000 円×10 倍または 5 倍 ・ 通院日額 : 子供、提供会員ともに 2,000 円 	
支払保険料	170,350 円	

保険名称	傷害総合保険	子ども支援課
契約相手	民間保険会社	
保険の目的	健診(検診)・予防接種等の保健・健康増進事業を実施する際の協力職員の業務中又は業務地までの移動中の事故に対応するため	
保険の対象	健診(検診)・予防接種等の保健・健康増進事業の協力職員	
補償内容 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡、後遺障害 : 4,000 万円 ・ 入院日額 : 15,000 円 ・ 通院日額 : 10,000 円 	
支払保険料	229,200 円	

保険名称	団体総合生活補償保険	保育課
契約相手	民間保険会社	
保険の目的	一時預かり保育中に発生した、保育中園児の死亡・傷害事故に対応するため	
保険の対象	一時預かり保育中の乳幼児	
補償内容 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡、後遺障害 : 300 万円 ・ 入院日額 : 3,000 円 ・ 通院日額 : 1,500 円 	
支払保険料	150,480 円	

保険名称	普通傷害保険	保育課
契約相手	民間保険会社	
保険の目的	子育て支援センターの施設利用者の事業実施中の死亡・傷害事故に対応するため	
保険の対象	公立の子育て支援センターを利用している親子	
補償内容 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡、後遺障害 : 120 万円 ・ 入院日額 : 1,300 円 ・ 通院日額 : 1,000 円 	
支払保険料	134,253 円	

(イ) 火災保険

火災保険は、損害保険の一つで、建物や建物内に収容された物品の火災及び水災・雪災等による損害を補填する保険である。

市役所庁舎、小・中学校、総合文化会館などの施設で（公社）全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入しており、一括契約したうえで、各々の課が管理している施設分を費用負担していた。なお、建物総合損害共済は、地方自治法第 263 条の 2 に規定する普通地方公共団体の相互救済事業である。

なお、主な加入状況は次のとおりである。

主な加入状況

(火災保険：10 万円以上)

保険名称	建物総合損害共済	庶務課
契約相手	(公社) 全国市有物件災害共済会	(他支払 15 課)
保険の目的	建物の火災等の損害に対応するため	
保険の対象	市役所庁舎、小・中学校、保育園、消防庁舎、総合市民体育館、総合文化会館等	
補償内容 (限度額)	建物の場合は再調達価額を上限	
支払保険料	2,430,693 円	

保険名称	水道機械設備損害保険	水道課
契約相手	(公社) 日本水道協会	
保険の目的	水道事業の所有・管理する機械、機械設備または装置の不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対応するため	
保険の対象	水道事業の所有・管理する機械、機械設備または装置	
補償内容 (限度額)	水道事業の所有・管理する機械、機械設備または装置の不測かつ突発的な事故によって生じた損害の補填	
支払保険料	733,410 円	

保険名称	事業活動総合保険	下水道課
契約相手	民間保険会社	
保険の目的	下水道処理各施設で発生した火災や事故が起きた場合に発生する損害に対応するため	
保険の対象	公共下水道・農業集落排水	
補償内容 (限度額)	建物、建物内外設備、什器等が損害を受けた場合の保険金支給	
支払保険料	284,640 円	

(ウ) 自動車保険

自動車保険は、自動車の利用に伴って発生する損害を補償する保険で、強制保険と任意保険に分類される。

任意保険のうち、車両保険は市役所、消防、上下水道事業が所有するものが(公社)全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入している。なお、この自動車損害共済も相互救済事業である。市役所内の車両については一括契約されたうえで、各々の課が管理している車両分を費用負担していた。

また、対人対物保険は、消防本部が(公社)全国市有物件災害共済会、その他は民間保険会社に加入していた。

主な加入状況

(自動車保険：10万円以上)

保険名称	一般総合自動車保険	庶務課
契約相手	民間保険会社	(他支払13課)
保険の目的	公用車の事故賠償に対応するため	
保険の対象	市所有車、リース車両	
補償内容(限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・対人賠償 : 無制限 ・対物賠償 : 1事故 1,000万円 ・搭乗者傷害 : 1名 1,000万円 ・自損傷害特約 ・無保険車傷害特約 ・ロードサービス(指定の2車) 	
支払保険料	459,956円	

保険名称	一般総合自動車保険	水道課
契約相手	民間保険会社	
保険の目的	公用車の事故賠償に対応するため	
保険の対象	水道事業所有車4台、リース車両4台	
補償内容(限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・対人賠償 : 無制限 ・対物賠償 : 1事故 1,000万円 ・搭乗者傷害 : 1名 1,000万円 	
支払保険料	116,200円	

保険名称	自動車損害共済	庶務課
契約相手	(公社)全国市有物件災害共済会	(他支払13課)
保険の目的	公用車の車両損害に対応するため	
保険の対象	市所有車、リース車両	
補償内容(限度額)	車両ごとの残存価値(車両見積価額)を上限	
支払保険料	512,025円	

保険名称	自動車損害共済	消防課
契約相手	(公社) 全国市有物件災害共済会	
保険の目的	公用車の賠償事故及び車両損害に対応するため	
保険の対象	市所有消防車両 (消防団車両含める)	
補償内容 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対人賠償 : 無制限 (搭乗者含む。) ただし職員の場合、公務災害を除く ・ 対物賠償 : 無制限 ・ 車両 : 車両ごとの残存価値 (車両見積価額) を上限 	
支払保険料	384,551 円	

(エ) 賠償責任保険

賠償責任保険は、所有、使用又は管理している施設・設備の構造上の欠陥や管理上の不備等が原因で、第三者に身体的傷害や財物損壊を与えた場合に負担する損害賠償責任を補填するものや、偶然の事故により他人の身体又は財物に損害を与えた場合に負担する損害賠償責任を補填する保険である。

市有施設及び市業務に係る賠償事故対応のため市民総合賠償補償保険、学校施設及び保育所施設で学校災害賠償補償保険、道路、水道、下水道事業で賠償責任保険に加入しているほか必要に応じて各課で保険に加入していた。

主な加入状況

(賠償責任保険: 10 万円以上)

保険名称	市民総合賠償補償保険	庶務課
契約相手	全国市長会	
保険の目的	市が行う事業における事故等で発生する賠償や補償の対応のため	
種別	<ul style="list-style-type: none"> ① 賠償責任保険 (D 型) ② 補償保険 (5 型②D 型) 	
保険の対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害 ② 市が主催・共催する事業や社会的奉仕活動及び市から委託を受けた業務を要因とする事故等の補償を必要とする住民等第三者 	
補償内容 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ① <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体賠償 : 1 名 1 億円 <li style="padding-left: 40px;">1 事故 10 億円 ・ 財物賠償 : 1 事故 2,000 万円 ② <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡 : 300 万円 ・ 後遺障害 : 死亡保険金の 4%~100% ・ 入院補償 : 日数に応じて 1 万円~15 万円 ・ 通院補償 : 日数に応じて 5,000 円~6 万円 	
支払保険料	791,905 円	

保険名称	施設所有（管理）者賠償責任保険	自治振興課
契約相手	民間保険会社	
保険の目的	街路灯、カーブミラー、看板に起因した偶然事故による賠償事故に対応するため	
保険の対象	街路灯、カーブミラー、看板に起因した偶然事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	
補償内容（限度額）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償　：1名　5,000万円、1事故　1億円 ・財物賠償　：1事故　2,000万円 	
支払保険料	177,480円	

保険名称	施設所有（管理）者賠償責任保険	道路課
契約相手	民間保険会社	
保険の目的	道路破損等の市道及びその付属物の管理者瑕疵が原因による賠償事故に対応するため	
保険の対象	道路破損等の市道及びその付属物の管理者瑕疵により法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	
補償内容（限度額）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償　：1名　1億円、1事故　1億円 ・財物賠償　：1事故　2,000万円 	
支払保険料	2,241,840円	

保険名称	水道賠償責任保険	水道課
契約相手	（公社）日本水道協会	
保険の目的	水道施設の所有・管理や補修工事に起因した偶然事故による被害者に対する損害賠償等に対応するため	
保険の対象	水道施設等の所有・管理や補修工事に起因した偶然事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	
補償内容（限度額）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償　：1事故　5億円 ・財物賠償　：1事故　5億円 	
支払保険料	269,990円	

保険名称	下水道賠償責任保険	下水道課
契約相手	（公社）日本下水道協会	
保険の目的	下水道処理各施設で損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損害を補償するため	
保険の対象	ポンプ場、下水管渠等の下水道施設において、設置又は管理の瑕疵により生じた偶発的な事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	
補償内容（限度額）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償　：1名　1億円、1事故　3億円 ・財物賠償　：1事故　3,000万円 	
支払保険料	116,400円	

保険名称	学校災害賠償補償保険	学校教育課
契約相手	全国市長会	
保険の目的	学校管理下内で賠償責任がある事故等が発生した場合に対応するため。	
種別	① 賠償責任保険（D型） ② 補償保険（2型D型）	
保険の対象	① 学校の過失等による事故に起因して児童生徒、被保険者以外の第三者が身体を害し、または財物の損壊を被った場合 ② 学校の管理下にある者が急激かつ偶然な外来の事故により身体障害を被った場合	
補償内容（限度額）	① ・身体賠償：1名 1億円 1事故 10億円 ・財物賠償：1事故 2,000万円 ② ・死亡：100万円 ・後遺障害：程度に応じて死亡保険金の4%～100%	
支払保険料	368,724円	

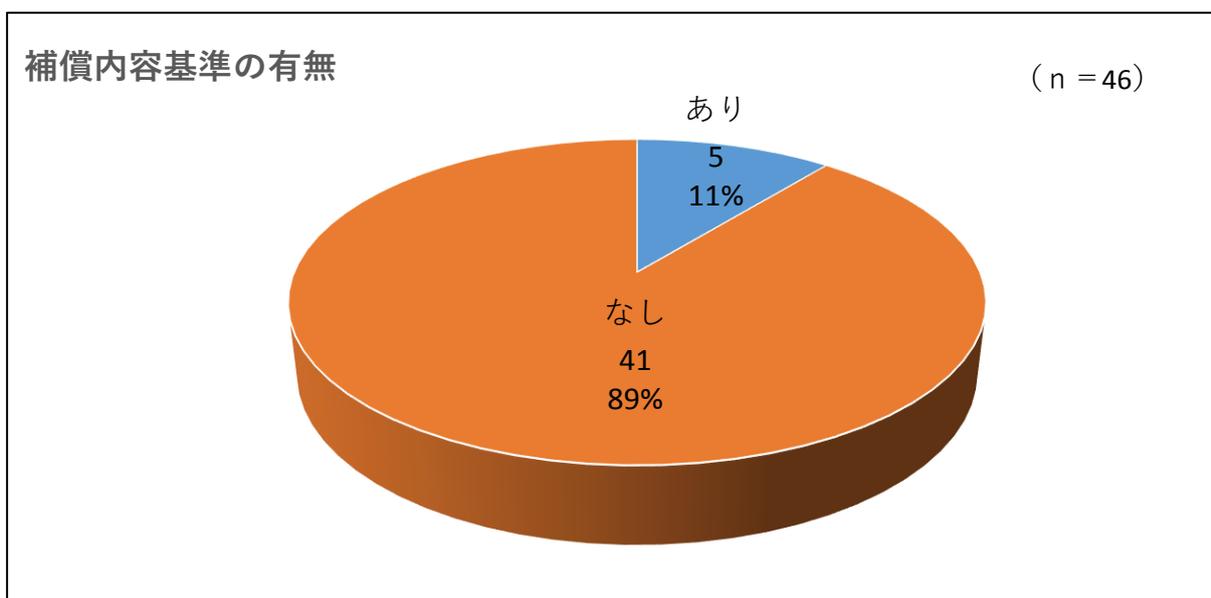
保険名称	予防接種事故賠償補償保険	子ども支援課
契約相手	全国市長会	
保険の目的	予防接種及び保健福祉事業実施上の過失に起因して、被接種者及び対象者の身体または生命が害されたことにより、市が法律上の賠償責任を被った場合の損害を補填するため	
保険の対象	・被接種者及び対象者のうち、身体もしくは生命を害した者 ・市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	
補償内容（限度額）	・予防接種賠償責任保険（A保険）：1事故 1億円 ・法定救済措置費用保険（B保険） 死亡 183.3万円～1,100万円 障害 365.9万円～1,100万円 ・行政措置災害補償保険（C保険） 死亡 4,400万円 障害 2,236.7万円～4,400万円 ・健診特約	
支払保険料	202,502円	

保険名称	児童安全共済制度	保育課
契約相手	(一財) 児童健全育成推進財団	
保険の目的	児童センターで発生した賠償事故における損害に対応するため	
保険の対象	児童センターにおける偶発事故の対象者	
補償内容 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償 : 1名 9,000万円 1事故 3億円 ・財物賠償 : 1事故 1,500万円 ・預かり品を損壊、紛失したとき : 1事故につき 30万円 ・死亡・後遺障害 : 300万円 ・入院日額 : 2,250円 ・通院日額 : 1,500円 ・手術保険金 : ①入院中に受けた手術の場合 (入院保険金日額) × 10 ②①以外の手術の場合 (入院保険金日額) × 5 ・療養保険金 : 30日以上の療養 3万円 	
支払保険料	132,000円	

(3) 補償内容を決定する際の基準の有無

補償内容を決定する際の基準は「あり」が5件で11%、「なし」が41件で89%であった。

ヒアリングで確認したところ、基準がない場合でも、決裁等で補償内容について意思決定が行われていた。



(4) 支払保険料

部別の支払保険料の状況をみると、支払われた保険料総額は11,213,986円であり、施設所有（管理）者賠償責任保険などに加入している都市整備部が2,505,739円と最も多く、次いで傷害保険や学校災害賠償補償保険などに加入している教育委員会生涯学習部で2,309,602円、火災保険（損害保険）、損害賠償責任保険などに加入している上下水道部で1,830,460円となっており、施設を管理している部署や、教育部門が上位を占めている。

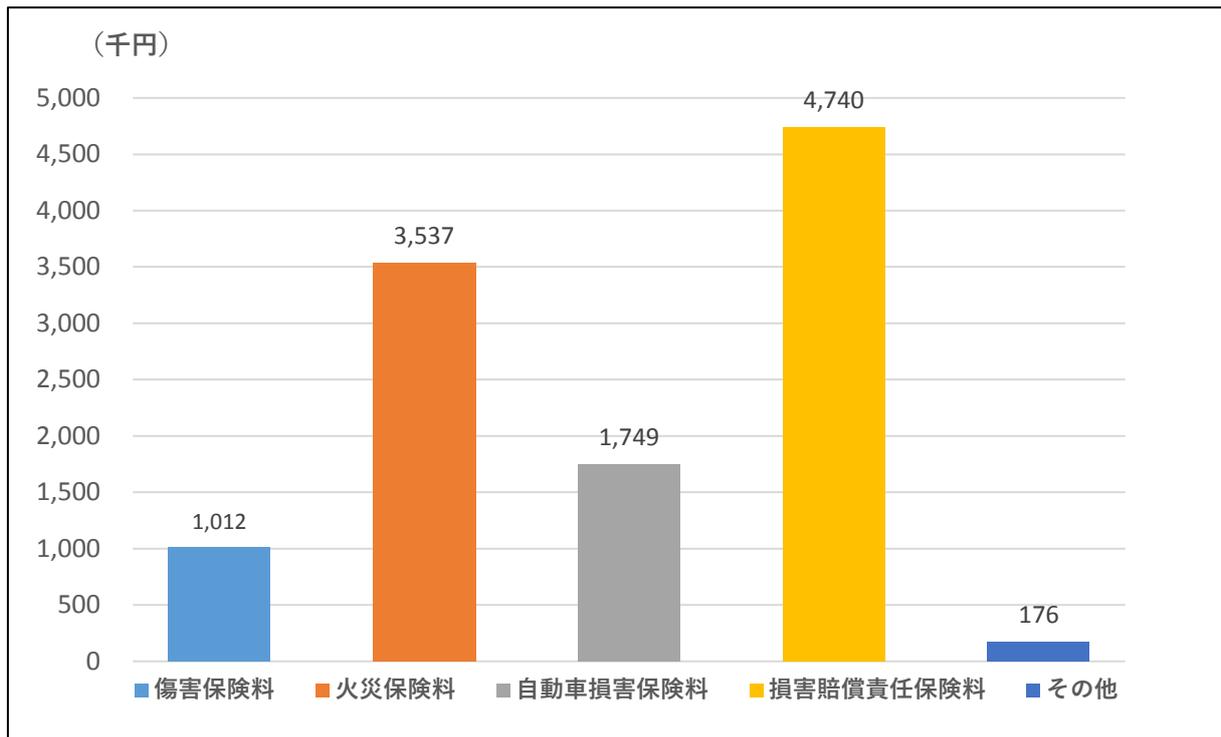
予算科目別の支払保険料の状況は、損害賠償責任保険が4,740,394円で最も多く、次いで火災保険3,537,250円と、上位2種類の保険で全体の73%を占めている。

予算科目別支払保険料

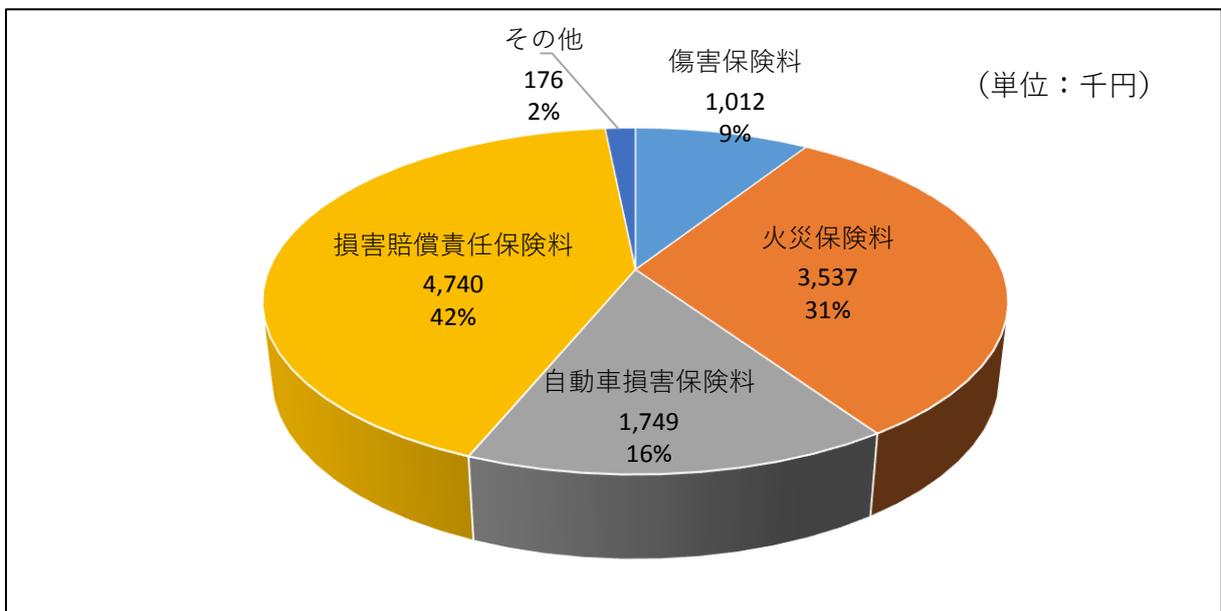
(単位:円)

予算科目等 部	傷害保険	火災保険	自動車 損害保険	損害賠償 責任保険	その他	合計
総合政策部	0	0	0	0	0	0
総務部	0	320,098	592,590	791,905	0	1,704,593
環境経済部	4,050	163,017	58,042	271,230	0	496,339
健康福祉部	10,750	59,852	85,082	0	0	155,684
都市整備部	0	49,393	92,296	2,309,050	55,000	2,505,739
会計室	0	0	0	0	120,694	120,694
議会事務局	0	0	26,672	0	0	26,672
上下水道部	0	1,106,557	337,513	386,390	0	1,830,460
教育委員会学校教育部	235,720	764,636	0	368,724	0	1,369,080
教育委員会生涯学習部	761,173	984,885	172,209	391,335	0	2,309,602
消防本部	0	88,812	384,551	221,760	0	695,123
行政委員会	0	0	0	0	0	0
合計	1,011,693	3,537,250	1,748,955	4,740,394	175,694	11,213,986

支払保険料支払状況



予算科目別支払状況



支払保険料については、10万円以上のものが25件で9,458,579円、10万円未満のものが62件で1,755,407円であった。

なお、支払保険料10万円以上の詳細については、27頁以降の資料編に記載している。

2 保険の契約方法

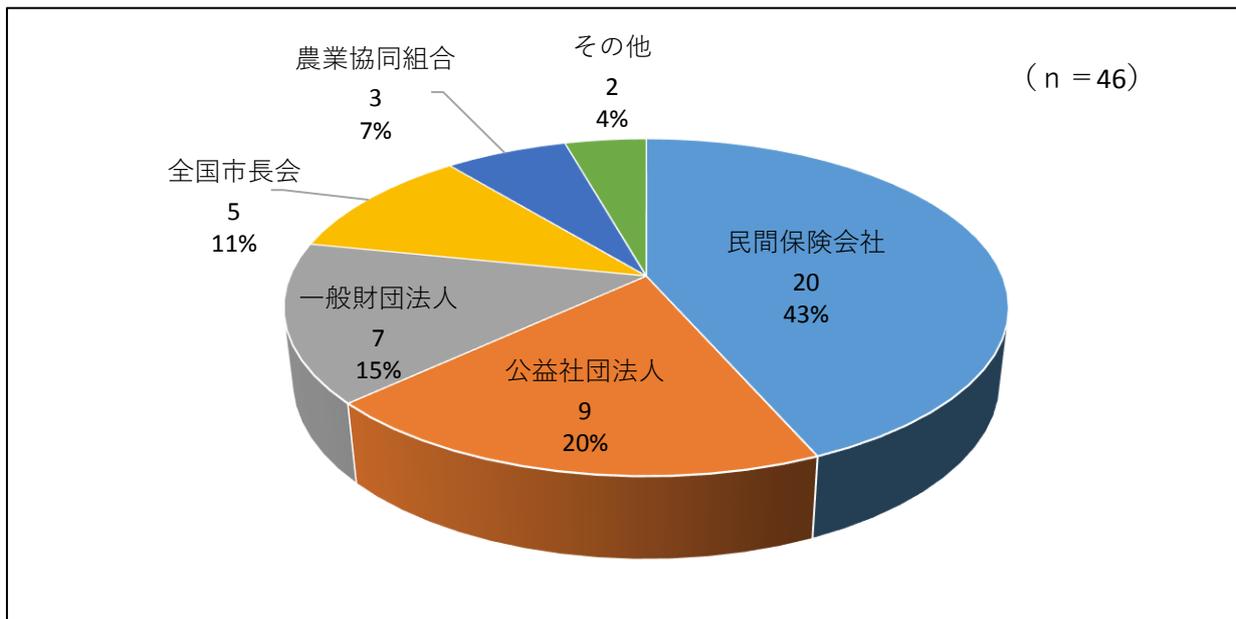
各課から提出された調査票の集計をもとに保険の契約内容をまとめた。

(1) 契約申込先

保険契約の契約先及び申込先を集計すると、民間保険会社が20件で43%、公益社団法人が9件で20%、一般財団法人が7件で15%、全国市長会が5件で11%、農業協同組合が3件で7%であった。その他2件は、社会福祉法人全国社会福祉協議会と日本建築行政会議である。

蓮田市では、公益社団法人の全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び自動車損害共済に加入している。(公社)全国市有物件災害共済会は、地方自治法第263条の2に基づき、昭和24年に全国の市が共同で地方自治発展と住民福祉の向上を目指し、災害によって市等有する公有財産に生じた損害に関する相互救済事業を実施するために設置された。相互救済事業は、営利を目的としていないため小さな負担で救済が得られることが特色といえる。

契約申込先



【参考】

地方自治法第263条の2

普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

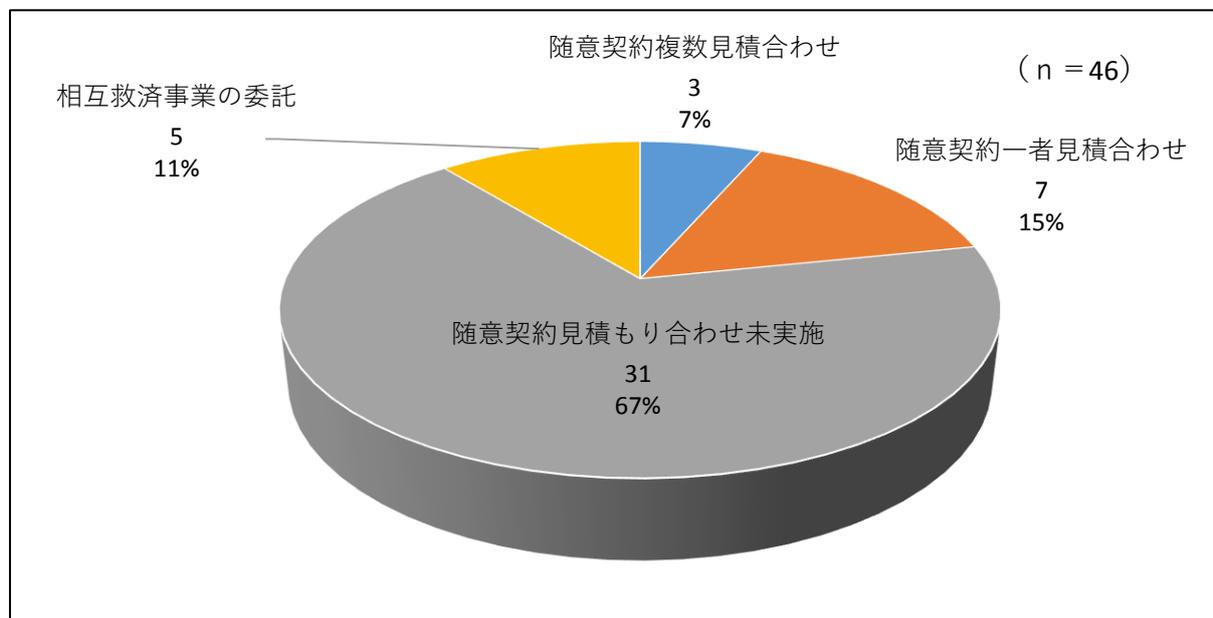
(2) 契約方法

契約方法の集計をみると、契約方法別の状況では、「随意契約（見積合わせ未実施）」が31件で67%と最も多かったが、31件中25件は、契約先等が公益社団法人、一般財団法人、全国市長会との保険契約などであった。

次いで「随意契約（一者見積合わせ）」が7件で15%、相互救済事業の委託が5件で11%、「随意契約（複数見積合わせ）」が3件で7%となっており、「一般競争入札」「指名競争入札」は該当がなかった。

保険種別ごとの契約方法をみると、賠償責任保険では、「随意契約（見積合わせ未実施）」が12件と最も多く、次いで「随意契約（一者見積合わせ）」が3件となっている。傷害保険では、「随意契約（見積合わせ未実施）」が9件と最も多く、次いで「随意契約（一者見積合わせ）」で4件となっている。

契約方法



保険種別ごとの契約方法

(単位：件)

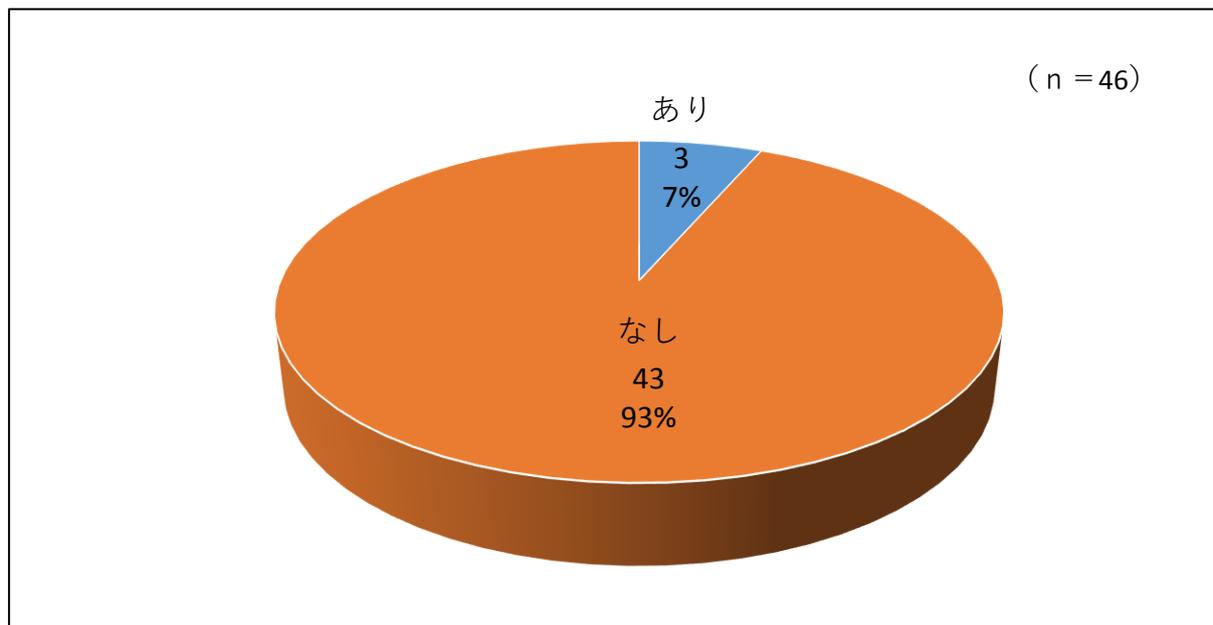
	随意契約			相互救済事業の委託	合計
	複数見積合わせ	一者見積合わせ	見積合わせ未実施		
傷害保険	0	4	9	0	13
火災保険	0	0	2	2	4
自動車保険	2	0	6	3	11
賠償責任保険	1	3	12	0	16
その他	0	0	2	0	2
合計	3	7	31	5	46

(3) 仕様書作成の有無

仕様書の作成状況では、作成「あり」が3件で7%、作成「なし」が43件で93%となっていた。「なし」の中には、仕様が決まっている強制加入の自動車損害賠償責任保険5件も算入した。仕様書を作成しなかった理由としては、補償対象が変わらないためなどの理由があった。

仕様書を作成「あり」とした3件の保険種別ごとの内訳は、自動車保険（任意保険）で2件、賠償責任保険で1件となっている。

仕様書作成の有無



(4) 保険契約期間

保険の契約期間については、すべての契約が1年間であった。

【参考】

保険料の支出

保険料は、地方自治法施行令第143条第1項第5号により支出負担行為をした日の属する年度の支出となり、保険期間が2年度以上にまたがる場合であっても支出負担行為をした日（保険契約を締結した日）の属する年度に全額支出できるとされている。

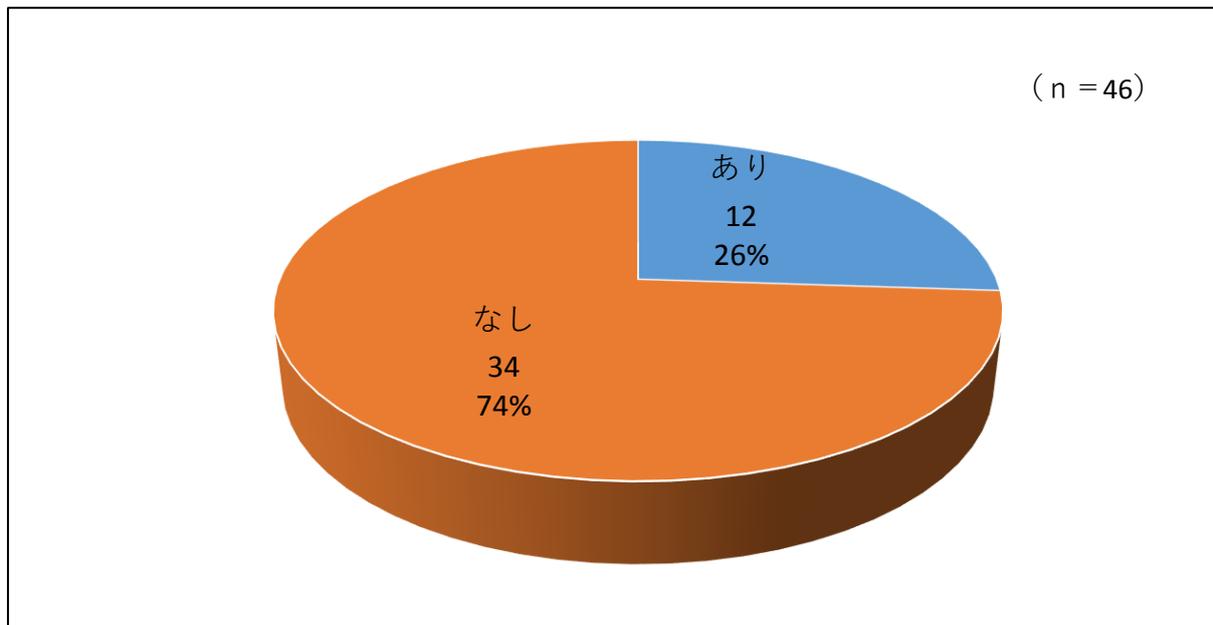
保険料を保険会社に支払うことによって保険契約の効力が発生するため、保険料は通常払で支払うのが原則である。（保険会社によっては支払い猶予期間がある）

3 保険内容の見直し状況

各課から提出された調査票の集計をもとに保険内容の見直し状況についてまとめた。

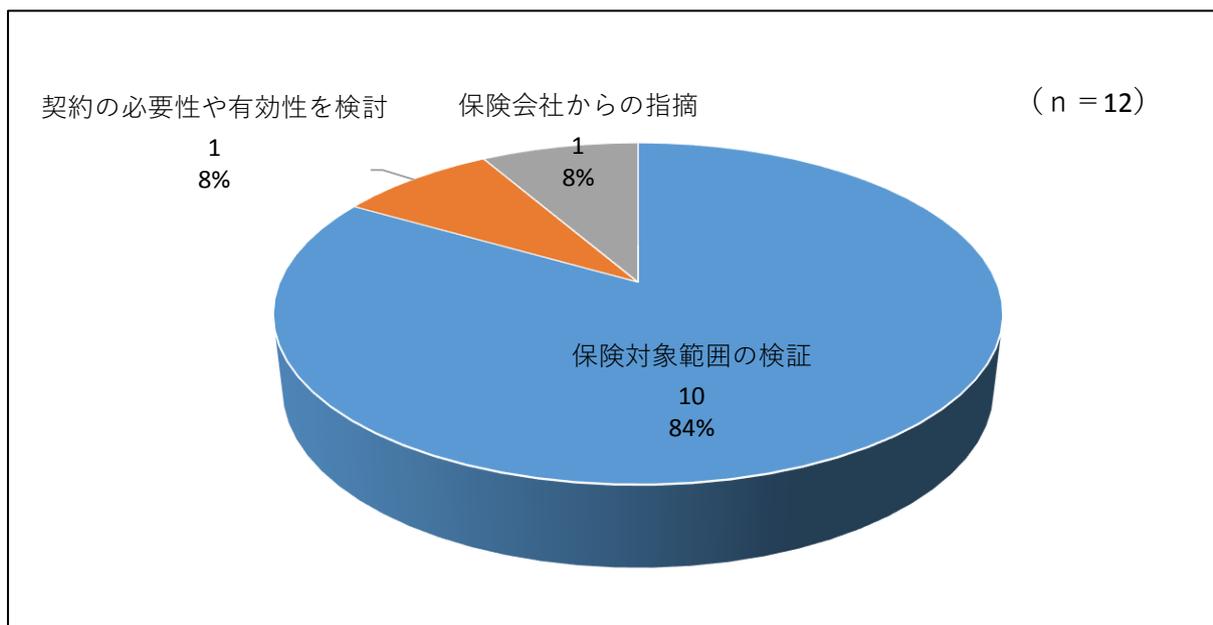
(1) 保険内容見直しの有無

保険内容の見直しをしているか集計したところ見直し「あり」が12件で26%、「なし」が34件で74%であった。



(2) 見直しの内容

(1) で見直し「あり」とした12件について、その主な内容は、「保険対象範囲の検証」が10件で84%と一番多く、「契約の必要性や有効性を検討」と「保険会社からの指摘」が各々1件であった。



(3) 見直しの頻度

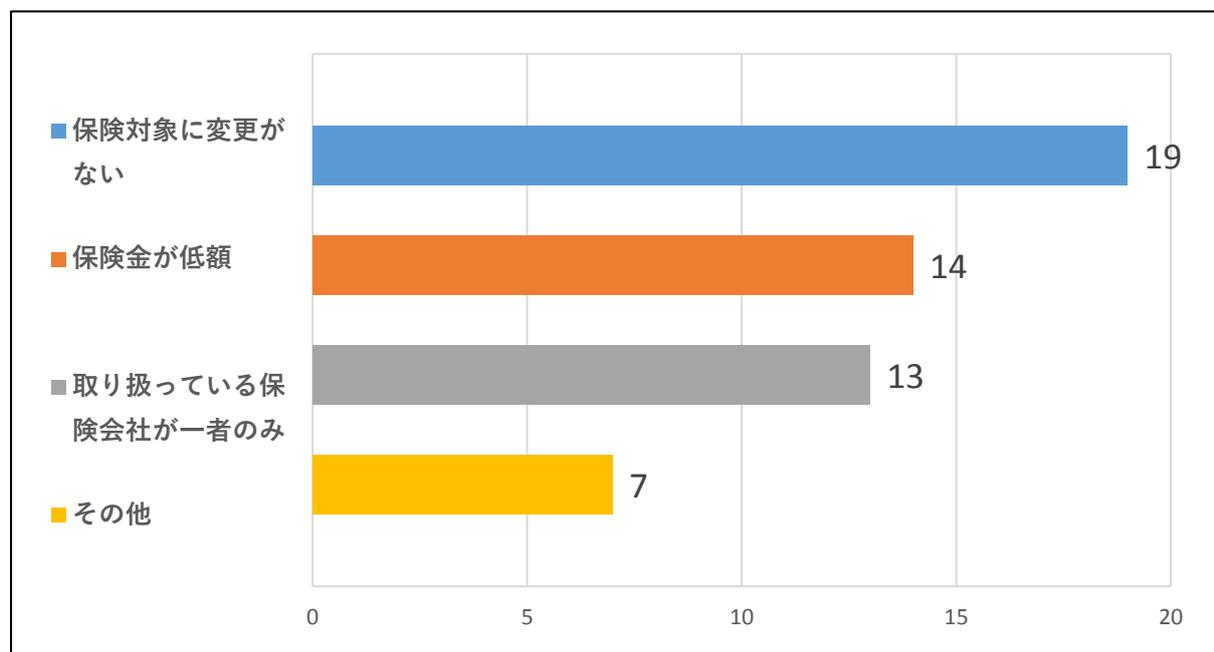
(1) で見直し「あり」とした12件について、見直しをしている頻度を集計したところ、すべてにおいて毎年度行っているということであった。

(4) 見直し未検討の理由

(1) で見直し「なし」とした回答についての内訳は、「保険対象に変更がない」「保険料が低額」「取り扱っている保険会社が1者のみ」等であった。

見直し未検討の理由

(単位: 件)



※複数回答あり

4 支払いを受けた保険金の状況

各課から提出された調査票及びヒアリングをもとに支払いを受けた保険金の状況をまとめた。

(1) 支払いを受けた保険金額

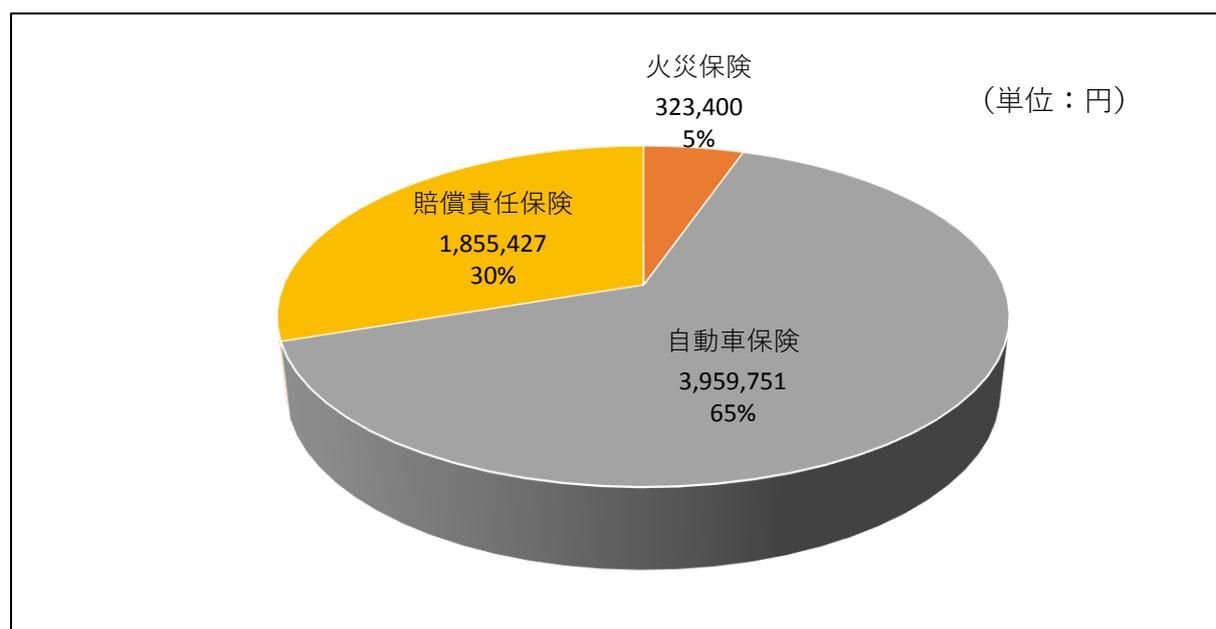
各課から提出された調査票をもとに、市の歳出予算から賠償金や修繕費などが支出され、保険会社から保険金の収入があったもの過去3年間分をまとめた。

これによると、火災保険は、令和2年度に2件323,400円、自動車保険(車両保険)は3年間で32件3,959,751円、賠償責任保険は令和元年度と令和2年度で4件1,855,427円、合計6,138,578円であった。

年度別支払いを受けた保険金額

	令和2年度		令和元年度		平成30年度		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
火災保険	2	323,400	0	0	0	0	2	323,400
自動車保険	12	1,637,697	11	1,427,275	9	894,779	32	3,959,751
賠償責任保険	1	120,000	3	1,735,427	0	0	4	1,855,427
合計	15	2,081,097	14	3,162,702	9	894,779	38	6,138,578

支払いを受けた保険金(3年度分合計)



（２）支払いを受けた保険金の状況

支払いを受けた保険金で、市の歳入歳出予算に計上したものとして、火災保険、自動車保険の車両保険分、賠償責任保険のなかの市民総合賠償補償保険などがみられた。

一方、市の歳入歳出予算に計上せず、直接保険会社から被害者に保険金が支払われたものとして、自動車保険の対人対物保険、賠償責任保険のなかの施設所有（管理）者賠償責任保険などがみられた。

【参考】

保険金の支払いと総計予算主義との関係

地方自治法第210条では「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定されている。これは歳入歳出予算を混交することなく、収入、支出ともその予定額を、歳入予算、歳出予算に計上することをいう総計予算主義の原則である。

「収入」とは、地方公共団体の需要を満たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、「支出」とは地方公共団体の需要を満たすための現金の支払いとされている。

一方、市と保険契約先との間で、保険契約先から被害者に直接保険金を支払う旨の契約がされている場合は、保険契約先から被害者へという現金の流れだけしかないとことから、収入と支出とを公金振替の手続きをせず処理したとしても、地方自治法においては現金の動きに着目した会計方式を採っていることから、総計予算主義の原則に反するものでないとされている。

5 指定管理者に係る保険加入状況

(1) 指定管理者の導入状況

令和2年4月1日現在の蓮田市における指定管理者の導入状況は、自治振興課で、蓮田駅（東口第1、第2・西口）自転車駐車場、蓮田市コミュニティセンター、蓮田市環境学習館、長寿支援課では蓮田市立老人福祉センター、保育課では市内9か所の学童保育所の指定管理を行っている。

指定管理者導入状況

(令和2年4月1日現在)

施設名	指定期間	指定管理者	所管課
蓮田駅東口第1自転車駐車場 蓮田駅東口第2自転車駐車場 蓮田駅西口自転車駐車場	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	サイカパーキング 株式会社	自治振興課
蓮田市コミュニティセンター	平成29年4月1日～ 令和4年3月31日	公益社団法人 蓮田市シルバー人材 センター	
蓮田市環境学習館	平成29年4月1日～ 令和4年3月31日	特定非営利活動法人 黒浜沼周辺の自然を 大切にする会	
蓮田市立老人福祉センター	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日	社会福祉法人 昭仁会	長寿支援課
蓮田市立中央学童保育所 蓮田市立黒浜西学童保育所 蓮田市立蓮田南学童保育所 蓮田市立黒浜南学童保育所 蓮田市立平野学童保育所 蓮田市立蓮田北学童保育所 蓮田市立黒浜学童保育所 蓮田市立黒浜北学童保育所 蓮田市立蓮田ねがやど学童保 育所	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	株式会社 アンフィニ	保育課

(2) 保険の加入状況

指定管理者に係る保険加入状況を見ると、保険種別の状況では、賠償責任保険が6件で75%、傷害保険が2件で25%となっている。

各指定管理者においては、基本協定書や業務仕様書で保険加入を求めているが、保険契約先や補償内容については指定管理者の判断としているものが多かった。

保険金加入状況

(単位：件、%)

所管課	施設名	傷害保険	火災保険	自動車保険	賠償責任保険	合計
自治振興課	蓮田駅自転車駐車場	0	0	0	1	1
	コミュニティセンター	1	0	0	1	2
	環境学習館	1	0	0	1	2
長寿支援課	老人福祉センター	0	0	0	1	1
保育課	学童保育所	0	0	0	2	2
合 計		2	0	0	6	8
構成比 (%)		25	0	0	75	100

(3) 保険金の支払い状況

指定管理者が支払っている施設別で保険金の支払い状況をみると、学童保育所に係る賠償責任保険が1,366,750円と最も多く、次いでコミュニティセンターに係る傷害保険75,360円と賠償責任保険469,730円、計545,090円となっている。

保険金支払い状況

(単位：円、%)

所管課	施設名	傷害保険	火災保険	自動車保険	賠償責任保険	合計
自治振興課	蓮田駅自転車駐車場	0	0	0	1,508	1,508
	コミュニティセンター	75,360	0	0	469,730	545,090
	環境学習館	21,000	0	0	15,880	36,880
長寿支援課	老人福祉センター	0	0	0	15,240	15,240
保育課	学童保育所	0	0	0	1,366,750	1,366,750
合 計		96,360	0	0	1,869,108	1,965,468
構成比 (%)		5	0	0	95	100

(4) 支払いを受けた保険金の金額

事故等で保険会社から保険金を受けたものは無かった。

第 3 むすび

蓮田市では、事故や災害時の損害等、様々なリスクを想定し、万が一の場合、被害者の速やかな救済や、市の財政負担の軽減などを目的に各種保険に加入している。

そこで、市全体における保険契約について、内容は妥当か、契約締結において競争性があり適正な保険加入が行われているか、必要な範囲に付保しているかなどについて検証を行った。全庁的な事務の適正化及び効率化に向けて、以下の指摘及び提言・要望を述べ、監査結果のむすびとする。

〔指摘事項〕

1 学校災害補償規則の制定について

全国市長会と契約している学校災害賠償補償保険は、賠償責任保険と補償保険で構成されている。

この保険の約款第 20 条で、補償保険について「この特約書に基づく補償保険に加入した市は、補償保険の内容に合わせて、学校災害補償規程（市規則）を制定するものとします。」と記載されているが、この保険に加入している学校教育課及び保育課に確認したところ、「学校災害補償規則」は制定されていなかった。

全国市長会学校災害賠償補償保険の手引によると、学校災害補償規則がなくとも保険に加入することはでき、この場合は契約内容にしたがい保険金が支払われると記載されている。一方、被保険者は規則に基づき学校管理下にある者の責任を持つことになり、補償保険は、損害賠償保険と異なり一定の基準を設けていることから加入内容と同一の規則を制定し、原則この規則により被保険者が負担する費用を保険金として支払うとも記載されている。

全国市長会に確認したところ、「学校災害補償規則」を制定することにより、市は補償する基準が明確になり、市民への対応が円滑になることから規則制定を求めているということであった。

また、同じ全国市長会と契約している市民総合賠償補償保険については「蓮田市市民総合災害補償規則」、予防接種事故災害補償保険については「蓮田市予防接種事故災害補償規則」が平成 19 年 3 月に制定されている。

規則制定により広く市民に補償内容を知らせることは重要であることから、内容を検討したうえで、学校災害補償規則の早期制定を望むものである。

〔提言・要望事項〕

1 保険金支払いを受ける基準の統一について

蓮田市では、保険金の支払い方法が、2通り見られた。

一点目は、保険金を市の歳入歳出予算に計上するもので、火災保険、自動車保険の車両保険分、賠償責任保険のなかの市民総合賠償補償保険などである。二点目は、保険契約先から被害者に保険金が支払われるもので、自動車保険の対人対物保険、賠償責任保険のなかの施設所有（管理）者賠償責任保険などである。

地方自治法第210条には「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」とあり、収入支出ともその予定額を歳入歳出予算に計上する総計予算主義の原則である。一方、保険契約先から被害者に直接保険金を支払う旨の契約がされている場合は、保険契約先から被害者へという現金の流れだけしかないとことから、収入と支出が公金を経由せず処理したとしても、総計予算主義の原則に反していないという考え方もある。

今後は、市としても保険金支払いを受ける一定の基準を検討し、統一的に業務にあたることを望むものである。

2 一括契約保険の情報共有について

庶務課で契約している「市民総合賠償補償保険」は、法律上の賠償責任の負担である賠償責任保険と行事参加者等の事故等に対応する補償保険で構成されており、市の業務全般に及ぶものである。また、市所有施設等に対する火災保険や、各課が保有している車両に対する自動車保険も庶務課で契約をしている。これら保険については、庁内ホームページで約款、手引等を公開しているが、多くの課では一括契約保険の詳細について把握をしていなかった。

一括契約保険の対象範囲、補償内容、事故が発生した際の手順等については、更なる情報共有化の推進に努められたい。

3 毎年継続している各種保険の見直しと競争性の確保について

毎年継続して加入している各種保険契約において、保険対象に変更がないことや保険金額が低額などの理由から、特定の保険契約先と同一の保険契約を継続している状況が見受けられた。

事業に伴う危険度は、社会情勢や業務内容により常に変化している。各課で長期間保険契約を継続しているものについては、更新の際は、変化に即した保険内容であるか、より有利な保険契約がないか定期的に見直しを図られたい。また、競争性、透明性及び公正性を確保するため、競争に適さない相互救済事業の保険などを除き、可能なものについては、入札や複数見積合わせに基づき契約するように努められたい。

4 補償内容等の点検について

同種の施設や事業において、同じ部、課のなかでも各保険契約において補償内容等の差異が見受けられた。

今後は、保険対象、補償内容が適切に設定されているか各課で点検を行い、妥当性はあるか、新たな保険加入の必要はないかなどについて点検に取り組まれない。

以上、定例監査のむすびとする。

資 料 編

支払保険料一覧（10万円以上）一覧

資料 支払保険料一覧（10万円以上） 自動車損害賠償責任保険、指定管理者を除く

部	課	保険名称	契約相手	加入の目的
総務部	庶務課	自動車損害共済	(公社) 全国市有物件災害共済会	公用車の車両損害に対応するため
		一般総合自動車保険	民間保険会社	公用車の事故賠償に対応するため
		市民総合賠償補償保険	全国市長会	市が行う事業における事故等で発生する賠償や補償の対応のため
		建物総合損害共済	(公社) 全国市有物件災害共済会	建物の火災等の損害に対応するため
環境経済部	自治振興課	施設所有（管理）者賠償責任保険	民間保険会社	街路灯、カーブミラー、看板に起因した偶然事故による賠償事故に対応するため
		建物総合損害共済	(公社) 全国市有物件災害共済会	建物の火災等の損害に対応するため
都市整備部	道路課	施設所有（管理）者賠償責任保険	民間保険会社	道路破損等の市道及びその付属物の管理者瑕疵が原因による賠償事故に対応するため
会計室	会計室	公金総合保険	全国市長会	市等が取り扱う公金が、日本国内において輸送中及び保管中に発生した事故における損害に対応するため

※「支出のみ」欄に○がついているものは保険契約は他課がしており保険金支出のみしていることを表す。

保険の対象	主な補償内容	令和2年度 支払保険料 (単位：円)	支出 のみ
市所有車2台、リース車両32台	・車両ごとの残存価値（車両見積価額）を上限	293,940	
市所有車2台、リース車両32台	・対人賠償：無制限 ・対物賠償：1事故 1,000万円 ・搭乗者傷害：1名 1,000万円 ・自損傷害特約 ・無保険車傷害特約 ・ロードサービス：指定の2車	269,320	
市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害や市が主催・共催する事業や社会的奉仕活動及び市から委託を受けた業務を要因とする事故等の補償を必要とする住民等第三者	・身体賠償：1名 1億円、1事故 10億円 ・財物賠償：1事故 2,000万円 ・死亡：300万円 ・後遺障害：死亡保険金の4%～100% ・入院補償：日数に応じて1万円～15万円 ・通院補償：日数に応じて5,000円～6万円	791,905	
市役所庁舎、西棟、商工会館等	・建物の場合は再調達価額を上限	319,709	
街路灯、カーブミラー、看板に起因した偶然事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	・身体賠償：1名 5,000万円 1事故 1億円 ・財物賠償：1事故 2,000万円	177,480	
勤労青少年ホーム、農業者トレーニングセンター、コミュニティセンター、環境学習館、西新宿会館、蓮田駅自転車駐車場（東口第1・第2、西口）	・建物の場合は再調達価額を上限	142,522	○
道路破損等の市道及びその付属物の管理者瑕疵により法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	・身体賠償：1名 1億円、1事故 1億円 ・財物賠償：1事故 2,000万円	2,241,840	
・一般会計、特別会計、地方公営企業の会計、公金に準じて取り扱う歳計外現金等の収入金または支払金 ・被保険者の職員及び被保険者の委託を受けた集金者が、個別に徴収した各種税金、国民健康保険料、各種事務手数料及び施設使用料等 ・職員の給与、賞与及び支払いのために保管中の現金	・直近の一般会計歳入決算額の20% ・上限100億円	120,694	

部	課	保険名称	契約相手	加入の目的
上下水道部	水道課	一般総合自動車保険	民間保険会社	公用車の賠償事故に対応するため
		水道賠償責任保険	(公社) 日本水道協会	水道施設の所有・管理や補修工事に起因した偶然事故による被害者に対する損害賠償等に対応するため
		水道機械設備損害保険	(公社) 日本水道協会	水道事業の所有・管理する機械、機械設備または装置の不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対応するため
	下水道課	事業活動総合保険	民間保険会社	下水道処理各施設で発生した火災や事故が起きた場合に発生する損害に対応するため
		下水道賠償責任保険	(公社) 日本下水道協会	下水道処理各施設で損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損害を補償するため
教育委員会 学校教育部	教育総務課	建物総合損害共済	(公社) 全国市有物件災害共済会	学校施設の火災等の損害に対応するため
	学校教育課	J E T 傷害保険	(一財) 自治体国際化協会	英語指導助手の活動中に発生した傷害等に対応するため
		学校災害賠償補償保険	全国市長会	学校管理下内で賠償責任がある事故等が発生した場合に対応するため
教育委員会 生涯学習部	子ども支援課	地域子育て支援補償保険	(一財) 女性労働協会	依頼子供やサービス提供会員がサービス中に受けた事故に対応するため

※「支出のみ」欄に○がついているものは保険契約は他課がしており保険金支出のみしていることを表す。

保険の対象	主な補償内容	令和2年度 支払保険料 (単位：円)	支出 のみ
水道事業所有車4台、リース車両4台	<ul style="list-style-type: none"> ・対人賠償：無制限 ・対物賠償：1事故 1,000万円 ・搭乗者傷害：1名 1,000万円 	116,200	
水道施設等の所有・管理や補修工事に起因した偶然事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償：1事故 5億円 ・財物賠償：1事故 5億円 	269,990	
水道事業の所有・管理する機械、機械設備または装置	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の所有・管理する機械、機械設備または装置の不測かつ突発的な事故によって生じた損害の補填 	733,410	
公共下水道、農業集落排水	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・建物内外設備・什器等が損害を受けた場合の保険金支給 	284,640	
ポンプ場、下水管渠等の下水道施設において、設置又は管理の瑕疵により生じた偶発的な事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償：1名 1億円、1事故 3億円 ・財物賠償：1事故 3,000万円 	116,400	
小・中学校校舎、体育館、給食棟など151件	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の場合は再調達価額を上限 	764,636	○
英語指導助手6名	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡：2,000万円 ・後遺障害：2,000万円の3%～100% ・傷害治療費用、疾病死亡、疾病治療費用、賠償責任、救援者費用等 	144,720	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の過失等による事故に起因して児童生徒、被保険者以外の第三者が身体を害し、または財物の損壊を被った場合 ・学校の管理下にある者が急激かつ偶然な外来の事故により身体障害を被った場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償：1名 1億円、1事故 10億円 ・財物賠償：1事故 2,000万円 ・死亡：100万円 ・後遺障害：程度に応じて死亡保険金の4%～100% 	368,724	
<ul style="list-style-type: none"> ・依頼子供…10人 ・サービス提供会員…5人 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡：子供300万円、提供会員500万円 ・後遺障害：子供12万円～300万円、提供会員20万円～500万円 ・入院日額：子供、提供会員ともに3,000円、手術保険金3,000円×10倍または5倍 ・通院日額：子供、提供会員ともに2,000円 	170,350	

部	課	保険名称	契約相手	加入の目的
教育委員会 生涯学習部	子ども支援課	傷害総合保険	民間保険会社	健診(検診)・予防接種等の保健・健康増進事業を実施する際の協力職員の業務中又は業務地までの移動中の事故に対応するため
		予防接種事故賠償補償保険	全国市長会	予防接種及び保健福祉事業実施上の過失に起因して、被接種者及び対象者の身体または生命が害されたことにより、市が法律上の賠償責任を被った場合の損害を補填するため
	保育課	建物総合損害共済	(公社) 全国市有物件災害共済会	建物損害に対応するため
		団体総合生活補償保険	民間保険会社	一時預かり保育中に発生した、保育中園児の死亡・傷害事故に対応するため
		普通傷害保険	民間保険会社	子育て支援センターの施設利用者の事業実施中の死亡・傷害事故に対応するため
		児童安全共済制度	(一財) 児童健全育成推進財団	児童センターで発生した賠償事故における損害に対応するため
	文化スポーツ課	建物総合損害共済	(公社) 全国市有物件災害共済会	公共施設の賠償事故及び建物等・家財損害に対応するため
	消防本部	消防課	自動車損害共済	(公社) 全国市有物件災害共済会

※「支出のみ」欄に○がついているものは保険契約は他課がしており保険金支出のみしていることを表す。

保険の対象	主な補償内容	令和2年度 支払保険料 (単位：円)	支出 のみ
健診(検診)・予防接種等の保健・健康増進事業の協力職員	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡・後遺障害：4,000万円 ・入院日額：15,000円 ・通院日額：10,000円 	229,200	
<ul style="list-style-type: none"> ・被接種者及び対象者のうち、身体もしくは生命を害した者 ・市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種賠償責任保険(A保険)： 1事故1億円 ・法定救済措置費用保険(B保険)： 死亡183.3万円～1,100万円、 障害 365.9 万円～1,100万円 ・行政措置災害補償保険(C保険)： 死亡4,400万円、 障害2,236.7万円～4,400万円 ・健診特約 	202,502	
公立保育園7園、公立学童保育所4か所、児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の場合は再調達価額を上限 	178,269	○
一時預かり保育中の乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡・後遺障害：300万円 ・入院日額：3,000円 ・通院日額：1,500円 	150,480	
公立の子育て支援センターを利用している親子	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡・後遺障害：120万円 ・入院日額：1,300円 ・通院日額：1,000円 	134,253	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童センターにおける偶発事故の対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償：1名 9,000万円、 1事故 3億円 ・財物賠償：1事故 1,500万円 ・預かり品を損壊、紛失したとき：1事故につき30万円 ・死亡・後遺障害：300万円 ・入院日額：2,250円・通院日額：1,500円 ・手術保険金：①入院中に受けた手術の場合(入院保険金日額)×10、②①以外の手術の場合(入院保険金日額)×5 ・療養保険金：30日以上療養 3万円 	132,000	
総合市民体育館、総合文化会館、付帯施設(倉庫、屋外トイレ、渡り廊下、カーポート)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の場合は再調達価額を上限 	720,844	○
<ul style="list-style-type: none"> ・市所有消防車両(消防団車両含める) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対人賠償：無制限(搭乗者含む) ただし職員の場合、公務災害を除く ・対物賠償：無制限 ・車両：車両ごとの残存価値(車両見積価額)を上限 	384,551	